

1. 埼玉工業大学学則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 埼玉工業大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成することに努め、もって人類の平和と福祉に貢献し、かつ、我が国の文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本学は、学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に学部規程で定め、公表する。

第2章 構成

(組織)

- 第2条 本学に次の組織を置く。

大学院工学研究科

博士前期課程 機械工学専攻 生命環境化学専攻 情報システム専攻

博士後期課程 機械工学専攻 生命環境化学専攻 情報システム専攻

大学院人間社会研究科

修士課程 情報社会専攻 心理学専攻

工学部

機械工学科 生命環境化学科 情報システム学科

人間社会学部

情報社会学科 心理学科

- 2 大学院については、埼玉工業大学大学院学則を別に定める。

(入学定員及び収容定員)

- 第3条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

工学部

学 科	入学定員	収容定員
機械工学科	1 2 0 名	4 8 0 名
生命環境化学科	9 0 名	3 6 0 名
情報システム学科	1 5 0 名	6 0 0 名
計	3 6 0 名	1, 4 4 0 名

人間社会学部

学 科	入学定員	収容定員
情報社会学科	9 0 名	3 6 0 名
心理学科	5 0 名	2 0 0 名
計	1 4 0 名	5 6 0 名

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

- 第4条 修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、8年を超えることはできない。

第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、これを次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年の3月31日まで

ただし、必要があるときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することがある。

(授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

三 創立記念日 1月10日

四 春期休業

五 夏期休業

六 冬期休業

2 前項第4号から第6号までの休業期間は、学長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第9条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 工学部又は人間社会学部(以下「学部」という。)の各学科における授業科目及び単位数は、埼玉工業大学工学部規程(以下「工学部規程」という。)又は埼玉工業大学人間社会学部規程(以下「人間社会学部規程」という。)の定めるところによる。

(授業の方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 工学部長又は人間社会学部長(以下「学部長」という。)は、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第11条 前条に規定する授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

三 卒業研究等については、学修の成果を評価して単位を授与することとし、それらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修の方法)

- 第12条 学生は、授業科目を開講する当該学年又は学期の初めに、当該学年又は学期に履修する授業科目を届け出て、学部長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の授業科目の届出は、原則として、1年を通じて50単位を超えない範囲内において、各学部が定めるものとする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、当該学部長の許可を得て、その上限を超えて履修する授業科目の登録を認めることができる。
- 3 学生は、届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。
- 4 本条に定めるもののほか、履修に関する事項は、別に定める。

第6章 試験及び成績

(単位の認定)

- 第13条 各授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、所定の単位を与えるものとする。ただし、第11条第3号の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第14条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲において当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第15条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第16条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（次条の規定により修得した単位を含む。）を、入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第2項並びに前条第1項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(科目等履修生の単位認定)

- 第17条 学部長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するもの（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の認定については、第13条の規定を準用する。

(試験)

- 第18条 試験は、筆記試験、口述試問、論文その他とし、その方法については、各授業科目の担当教員が、これを定める。

(試験の時期)

- 第19条 試験は、毎学年末又は毎学期末に行う。

- 2 前項の定期試験のほかに、臨時に試験を行うことがある。

(追試験及び再試験)

第20条 追試験及び再試験は、次の各項に掲げる者を対象として、工学部規程又は人間社会学部規程の定めるところにより行うことがある。

2 追試験は、病気その他やむを得ない事由により、定期試験に欠席した者を対象とする。

3 再試験は、試験の結果、単位を認定されなかった者を対象とする。

(成績)

第21条 試験の成績は、優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格、不可を不合格とする。

2 学生が、他の大学等における授業科目的履修において修得した成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。

第7章 卒業及び学位

(卒業)

第22条 本学の卒業の要件は、4年以上在学し、所定の授業科目のうちから124単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

3 卒業の認定は、当該学部の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学長が行う。

4 所定の学費を滞納している者は、卒業を認定しない。

5 学長は、第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることがある。

(学位記の授与)

第23条 学長は、前条の規定により、卒業を認定された者に対し、学位記を授与する。

(学士の学位の授与)

第24条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位には専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| 一 工学部を卒業した者 | 工学 |
| 二 人間社会学部情報社会学科を卒業した者 | 教養学 |
| 三 人間社会学部心理学科を卒業した者 | 心理学 |

第8章 入学、再入学、転入学、編入学、転学、留学、休学及び退学等

(入学時期)

第25条 入学時期は、学年の始めとする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第26条 本学に入学の資格ある者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
(入学志願)

第27条 入学志願者は、指定日までに本学所定の入学願書、出身高等学校の最終3年間の学業成績等を記載した調査書に、所定の入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

- 2 高等学校卒業者以外の入学志願者は、本学の指定する入学資格を証明するに足る書類をもって前項の調査書に代えることができる。

(入学試験)

第28条 学長は、入学志願者に対して、入学試験を行い、合格者を決定する。

- 2 出身高等学校長の推薦する入学志願者に対する入学試験はその一部を省略することがある。

3 外国人留学生又は帰国子女に対する入学試験は、それぞれの状況に応じて行う。

- 4 本条に定めるもののほか、入学試験に必要な事項は、その都度公示する。

(入学手続)

第29条 試験に合格した者は、指定された期日までに、別に定める入学手続要項に基づく書類を提出し、入学手続を行わなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

(連帯保証人)

第30条 前条の保証書には、連帯保証人1名を定めるものとする。

- 2 連帯保証人は、父母又はこれに準ずる者とする。

(連帯保証人の責務)

第31条 連帯保証人は、入学を許可された者の誓約の履行に関し、保証書に定める内容を連帯保証する。
(保証人の変更)

第32条 保証人が死亡し、又はその他の事由で、その責務を果し得ない場合に
は、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

(保証人の異動)

第33条 保証人の住所変更その他異動があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
(再入学)

第34条 学長は、退学を申し出で許可された者が、再入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。ただし、第54条第4号に定める行方不明の場合を除き、懲戒により退学した者又は除籍された者については、この限りでない。

- 2 再入学者の在学年数は、既に履修した授業科目、単位数及び在学期間等を考慮して、これを定める。
(転入学)

第35条 学長は、他の大学から本学に転入学を志願する者に対して、選考の上、当該他大学において履修した授業科目及び単位数の一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として認定し、相当の学年に転入学を許可することがある。

- 2 転入学に関する事項は別に定める。

(編入学)

第36条 学長は、本学に編入学を志願する者に対して、前条の第1項の規定を準用し、選考の上、本学の相当学年に編入学を許可することがある。

- 2 本学に編入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

一 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者

二 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

- 三 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- 四 修業年限が4年以上の大学に2年以上在籍し、本学の定める単位を修得した者
- 3 編入学に関する事項は別に定める。
- （転学）
- 第37条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- （転学部及び転学科）
- 第38条 専攻する学部又は学科の変更を願い出る学生には、別に定めるところによりこれを許可することがある。
- （留学）
- 第39条 外国の大に留学しようとする者は、別に定めるところにより、学長の許可を受けて留学することができる。
- 2 留学した期間は、卒業要件としての在学年数に含める。
- （休学）
- 第40条 病気その他やむを得ない事由で、引き続き2か月以上学修できない者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出、休学の許可を得なければならない。
- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 学長は、健康上、学修することが不適当と認められる者に対して、休学を命ずることがある。
- 4 休学した期間は、本則第4条に定める在学期間及び第22条に定める卒業要件としての修業年限に定められている期間には算入しない。
- 5 休学期間は、1年以下とする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き1年以内に限って、休学を許可することがある。
- 6 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- （復学）
- 第41条 休学者の復学する時期は、毎学期初めとする。ただし、休学の事由が消滅したときは、休学期間を中断して復学することができる。
- 2 休学者が復学するときは、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- （退学）
- 第42条 病気その他の事由により退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 第9章 入学検定料、入学金、学費その他の納付金
- （入学検定料）
- 第43条 本学に入学を志願する者は、別表I（納付金）第1項に掲げる入学検定料を納付しなければならない。
- 2 既納の入学検定料は、いかなる事由によっても返還しない。
- （入学金）
- 第44条 入学金は、別表I（納付金）第2項に掲げるとおりとする。
- 2 既納の入学金は、別に定めるもののほか、いかなる事由によつても返還しない。
- （学費）
- 第45条 学費とは、授業料、実験実習費、施設設備費及び卒業研究費のことをいい、その納付額を別表I（納付金）第2項に掲げるとおりとする。
- 2 既納の学費は、別に定めあるもののほか、いかなる事由によつても返還しない。

(学費の納入期日)

- 第46条 学費は、毎学年の所定の期日までに、その年額を納付しなければならない。
- 2 学費に含まれる、授業料、実験実習費及び施設設備費（卒業研究費を除く）は、願い出により2期に分納することができる。
- 3 学費納付に関する詳細については、埼玉工業大学学費納付細則により別に定める。
- (休学者の学費)
- 第47条 本則第40条により休学する者は、その休学期間に応じ、在籍料を学費に代えて納入しなければならない。
- 2 休学期間に休学を中断して復学した場合は、復学した期における所定の学費を納入するものとし、その期の既納在籍料は返還する。
- 3 休学者の在籍料に関する詳細については、「休学者の在籍料に関する細則」により別に定める。
- (退学者の学費)
- 第48条 退学する者は、退学する日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。
- (転学者の学費)
- 第49条 転学する者は、転学する前日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。
- (停学者の学費)
- 第50条 停学中の学生は、その期間中といえども、授業料その他の学費を納付しなければならない。
- (再試験の受験料)
- 第51条 再試験を受けようとする者は、所定の受験料を納付しなければならない。

第10章 賞罰

(表彰)

- 第52条 学長は、学生が次の各号の一に該当すると認めたときは、これを表彰することがある。
- 一 人物・学業ともに優秀で他の学生の模範とするに足る者
- 二 善行特に顕著な者
- 三 本学の名声を高める行為があつた者
- (懲戒)
- 第53条 学長は、学生が本学の定める諸規定に背き、又は学生の本分に反する行為のあつた者に対して、懲戒を行う。
- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前項に準ずる者で、より軽微な者は、その程度に応じ、停学又は訓告とする。
- 5 懲戒は、教授会の審議を経て、学長が決定する。

第11章 除籍

(除籍)

- 第54条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、教授会の審議を経て、除籍する。
- 一 正当事由なく、所定の納付金の納付を怠った者
- 二 正当事由なく、履修届を提出しない者
- 三 規定の在学年数を超えた者
- 四 死亡又は行方不明の届け出があつた者

第12章 職員組織

(職員)

第55条 各学部に次の職員を置く。

学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、

その他の職員

(教育職員の職務)

第56条 教育職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第13章 教授会

(教授会)

第57条 各学部に、教授会を置く。

2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学長又は副学長が行う。この場合において、学部長の代行者がいるときは、この限りでない。

3 学部長は、教授会構成員の3分の2以上から、議題が提示され要求されたときは、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。

4 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

5 議事は、出席した教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

6 前3項の規定にかかわらず、教授会構成員の3分の2以上の賛同があったときは、当該事項について、前3項の規定と異なった手続により、議事を行うことができる。

(教授会の構成)

第58条 教授会は、教授をもって構成する。

2 教授会は、准教授又は講師を加えることができる。

3 教授会は、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(教授会の役割)

第59条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び卒業

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第14章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生の授業科目の履修)

第60条 学部長は、第26条に定める入学資格を有する者と同等以上のものから、学部の授業科目の一部を履修する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、科目等履修生として授業科目の履修を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第61条 学長は、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は大学を卒業した者と同等以上のものから、学部において特定の事項について研究する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第62条 科目等履修生又は研究生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

2 科目等履修生及び研究生の納付金は、別表Ⅱに示すとおりとする。

第15章 外国人留学生 (外国人留学生)

第63条 学長は、日本国籍以外の国籍を有する者で，在留資格の「留学」を取得または取得見込みの者（以下「外国人留学生」という。）が、本学に留学を願い出たときは、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第64条 外国人留学生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

第16章 教育職員免許状 (教育職員免許状)

第65条 教育職員免許状を取得しようとする学生は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第66条 開設する授業科目、単位数及び履修に関する事項は、各学部規程で定める。

(教職課程登録料)

第67条 教職課程登録料は、別表Ⅰ（納付金）第3項に示すとおりとする。

(免許状の種類)

第68条 第65条及び第66条の所要条件を満した卒業者が取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

工学部

機械工学科を卒業した者	中学校教諭 1 種免許状	技術
生命環境化学科を卒業した者	高等学校教諭 1 種免許状	工業
情報システム学科を卒業した者	中学校教諭 1 種免許状	理科
	高等学校教諭 1 種免許状	理科
	中学校教諭 1 種免許状	数学
	中学校教諭 1 種免許状	技術
	高等学校教諭 1 種免許状	数学
	高等学校教諭 1 種免許状	情報
	高等学校教諭 1 種免許状	工業

人間社会学部

情報社会学科を卒業した者	中学校教諭 1 種免許状	社会
	高等学校教諭 1 種免許状	公民
	高等学校教諭 1 種免許状	情報
心理学科を卒業した者	高等学校教諭 1 種免許状	公民

第17章 学則の変更

(学則の変更)

第69条 この学則の変更は、教授会の審議を経て、理事会が決定する。

附則 この学則は、昭和51年4月1日から施行する

- 附則 この学則は、昭和51年11月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和52年10月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和54年12月5日から施行する。
 附則 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和55年7月18日から施行する。
 附則 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

ただし、第4条の総定員については本学則にかかわらず次のとおりとする。

	56年	57年	58年	59年
機械工学科	260名	280名	300名	320名
環境工学科	200名	240名	280名	320名
電子工学科	200名	240名	280名	320名
計	660名	760名	860名	960名

4年後本学則数にもどる。

- 附則 この学則は、昭和56年9月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和60年10月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第4条にかかわらず平成2年度から平成10年度までの入学定員は次のとおりとする。

学科	定員
機械工学科	100名
環境工学科	100名
電子工学科	100名
計	300名

- 附則 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、平成3年12月9日から施行する。
 附則 1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、第10条・第11条・第18条については、平成4年度以降の入学

者に適用し、平成3年度以前の入学者は、なお従前の学則条項によるものとする。

2. 平成4年度から平成11年度までの入学定員は、本学則第4条及び平成2年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成4年度から平成10年度までの入学定員

機械工学科	160名
環境工学科	160名
電子工学科	160名
計	480名

(2) 平成11年度の入学定員

機械工学科	140 名
環境工学科	140 名
<u>電子工学科</u>	<u>140 名</u>
計	420 名

附則 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第10条第2項の別表Iについては、平成8年度以降の入学者に適用し、平成7年度以前の入学者は従前のとおりとする。

附則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2. 平成11年度の入学定員は、本学則第4条及び平成4年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

機械工学科	160 名
応用化学科	160 名
<u>電子工学科</u>	<u>160 名</u>
計	480 名

3. 第10条第2項の別表Iについては、平成11年度以降の入学者に適用し、平成10年度以前の入学者は従前のとおりとする。

附則 1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成12年度から平成15年度の入学定員及び平成12年度から平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	12年度	13年度	14年度	15年度
機械工学科	152 名	144 名	136 名	128 名
応用化学科	152 名	144 名	136 名	128 名
電子工学科	152 名	144 名	136 名	128 名
計	456 名	432 名	408 名	384 名

収容定員

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
機械工学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
応用化学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
電子工学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
計	1,896 名	1,848 名	1,776 名	1,680 名	1,584 名	1,512 名	1,464 名

2. 第22条第2項については、平成12年度の入学者から適用する。

附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第68条の理科教員免許状授与にかかる規定については、平成13年度以降の入学者に適用し、平成12年度以前の入学者は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学学部等の課程認定の経過措置に該当する場合を除き、従前のとおりとする。

附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成14年度から平成16年度の工学部の入学定員及び平成14年度から平成19年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	14年度	15年度	16年度
機械工学科	96名	88名	80名
応用化学科	96名	88名	80名
電子工学科	96名	88名	80名
情報工学科	80名	80名	80名
計	368名	344名	320名

収容定員

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
機械工学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
応用化学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
電子工学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
情報工学科	80名	160名	240名	320名	320名	320名
計	1,736名	1,600名	1,464名	1,352名	1,304名	1,280名

附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2. 第68条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科は、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成20年度から平成22年度の人間社会学部の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

	20年度	21年度	22年度
情報社会学科	510名	485名	480名
心理学科	340名	325名	320名
計	850名	810名	800名

附則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成21年度から平成24年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
機械工学科	260名	240名	240名	240名
生命環境化学科	240名	320名	320名	320名
情報システム学科	350名	460名	450名	440名
ヒューマン・ロボット学科	180名	240名	240名	240名
応用化学学科	80名			
電子工学科	80名			
情報工学科	80名			
計	1,270名	1,260名	1,250名	1,240名

収容定員

人間社会学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
情報社会学科	475名	460名	450名	440名
心理学科	325名	320名	320名	320名
計	800名	780名	770名	760名

附則 1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成23年度から平成26年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

	23年度	24年度	25年度	26年度
機械工学科	290名	340名	390名	440名
生命環境化学科	320名	320名	320名	320名
情報システム学科	460名	460名	470名	480名
ヒューマン・ロボット学科	180名	120名	60名	
計	1,250名	1,240名	1,240名	1,240名

収容定員

人間社会学部

	23年度	24年度	25年度	26年度
情報社会学科	450名	440名	440名	440名
心理学科	320名	320名	320名	320名
計	770名	760名	760名	760名

2. 第22条第1項ただし書きについては、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

3. 第68条の規定については、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科は、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則	この学則は、平成25年4月1日から施行する。				
	ただし、第3条にかかわらず、平成25年度から平成28年度の収容定員は、次のとおりとする。				
収容定員					
工学部					
	25年度	26年度	27年度	28年度	
機械工学科	390名	440名	440名	440名	
生命環境化学科	340名	360名	380名	400名	
情報システム学科	480名	500名	510名	520名	
ヒューマン・ボギット学科	60名				
計	1,270名	1,300名	1,330名	1,360名	
収容定員					
人間社会学部					
	25年度	26年度	27年度	28年度	
情報社会学科	430名	420名	410名	400名	
心理学科	300名	280名	260名	240名	
計	730名	700名	670名	640名	
附則	この学則は、平成26年4月1日から施行する。				
附則	この学則は、平成27年4月1日から施行する。				
	ただし、第3条にかかわらず、平成27年度から平成30年度の収容定員は、次のとおりとする。				
収容定員					
工学部					
	27年度	28年度	29年度	30年度	
機械工学科	445名	450名	455名	460名	
生命環境化学科	390名	420名	430名	440名	
情報システム学科	515名	530名	535名	540名	
計	1,350名	1,400名	1,420名	1,440名	
収容定員					
人間社会学部					
	27年度	28年度	29年度	30年度	
情報社会学科	400名	380名	370名	360名	
心理学科	250名	220名	210名	200名	
計	650名	600名	580名	560名	
附則	この学則は、平成28年4月1日から施行する。				
附則	この学則は、平成29年4月1日から施行する。				
附則	1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。				
	2. 第40条および第47条は、平成30年3月31日在籍者から適用する。				
附則	この学則は、平成31年4月1日から施行する。				
	ただし、第3条にかかわらず、令和元年度から令和4年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。				

収容定員
工学部

	元年度	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
機械工学科	465 名	470 名	475 名	480 名
生命環境化学科	420 名	400 名	380 名	360 名
情報システム学科	555 名	570 名	585 名	600 名
計	1,440 名	1,440 名	1,440 名	1,440 名

附則 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 I (第43条, 第44条, 第45条, 第46条及び第67条関係)

納付金

1. 入学検定料 金 30,000円
 金 15,000円 (大学入学共通テストの成績をもとに、入学を志願する者)
 金 10,000円 (奨学生入学試験を受験する者)

※なお、インターネット出願による手続においては募集要項に定める金額とする。

2. 入学金及び学費 (平成31年度以降に入学した学生に適用する。)

[工学部 機械工学科, 生命環境化学科]

費目	金額	備考
入学金	250,000円	入学時
学費	(1)授業料	820,000円 年額 3年次, 4年次は 850,000円とする。
	(2)実験実習費	150,000円 年額
	(3)施設設備費	320,000円 年額
	(4)卒業研究費	卒業研究着手時 卒業研究I又はIIのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

[工学部 情報システム学科]

費 目		金 額	備 考
入 学 金		250,000円	入学時
学 費	(1)授 業 料	820,000円	年額 3年次、4年次は 850,000円とする。
	(2)実験実習費	150,000円	年額 2年次、3年次は 200,000円とする。
	(3)施設設備費	320,000円	年額
	(4)卒業研究費	100,000円	卒業研究着手時 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在学生にかかる額と同額とし、入学金の額は、新入学生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在学生にかかる額と同額とする。

3年次に早期卒業科目の履修を許可された者は、3年次の学費の他に卒業研究費を納付しなければならない。

[人間社会学部 情報社会学科]

費 目		金 額	備 考
入 学 金		250,000円	入学時
学 費	(1)授 業 料	720,000円	年額 3年次、4年次は 750,000円とする。
	(2)施設設備費	270,000円	年額

[人間社会学部 心理学科]

費　目		金　額	備　考
入　学　金		250,000円	入学時
学 費	(1)授業料	720,000円	年額 3年次、4年次は 750,000円とする。
	(2)実験実習費	50,000円	年額 2年次から適用する。
	(3)施設設備費	270,000円	年額

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在学生にかかる額と同額とし、入学金の額は、新入学生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在学生にかかる額と同額とする。

3. 教職課程登録料

費　目	金　額	備　考
教職課程登録料 (両学部全学科共通)	30,000円	教職課程登録時 (新規登録料)

- 中学校教諭一種免許状取得の場合、介護等体験の諸費用は別途個人負担とする。
- 本学卒業生が在籍時に教職課程登録料を納付している場合は教職課程登録料を半額の15,000円とする。
- 教育実習にかかる費用は別途個人負担とする。
- 免許教科「技術」の免許状を取得する場合は、教材費として10,000円を別途徴収する。

別表II

研究生納付金

1. 入学検定料 金 10,000円

2. 研究生

費　目		金　額	備　考
1	入　学　料	30,000円	入　学　時
2	授　業　料	30,000円	月　額

ただし、本学卒業生の場合は、入学料を免除し、授業料は20,000円とする。

科目等履修生納付金

1. 入学検定料 金 10,000円

2. 科目等履修生

費　　目		金　　額	備　　考
1	入　　学　　料	30,000円	入　　学　　時
2	授　　業　　料	20,000円	1　　単　　位

1. 本学卒業生の場合は、入学料を免除し、1単位あたりの授業料は半額の10,000円とする。

2. 本学大学院に在籍する学生が、研究指導教員の指示により学部授業科目を履修するときは入学検定料・入学料および授業料を免除する。

ただし、教員免許状取得目的の場合、免除の対象は本学の卒業生に限る。